

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 大学院博士課程において、……適正化に努めることが求められる。</p> <p>【申立内容】 該当箇所を削除願いたい。</p> <p>【理由】 大学院博士後期課程において、収容定員の充足率が基準を満たしていないことは、指摘のとおりである。 しかしながら、本学では、平成17年度実績に対する評価結果が出された平成18年秋以降、即座に改善に着手し、博士後期課程の内容充実を図るとともに、広報の充実や試験方法の改善、学生への経済的援助の充実などに精力的に取り組んだ。その結果、平成18年度入学者が8名であったのに対し、平成19年度入学者は13名に増加し、一定の成果を上げることができた。また、本学では、平成19年度も上記の取組を積極的に継続又は拡充を図った結果、選抜試験受験者が増加し、平成19年度中に実施した平成20年度選抜試験では合格者が23名となり、これにより大学院博士後期課程には現在51名が在籍し、収容定員の充足率は106.3%となっており、100%以上を達成したところである。また、本学では、こうした入学者増のための取組とともに、平成18年度実績に対する評価で指摘を受けた入学定員の見直しについても、平成19年秋以降、鋭意検討を行うとともに、文部科学省との交渉を行いその了承の下、平成21年度概算要求において、従来の16名の入学定員を8名に減じる措置を採ったところである。これらのことは、実績報告書及びヒアリングにおいて説明したところである。 以上のことから、本学では、この件については平成19年度中に事実上の解決を見ていると考えているが、原文では、平成19年5月1日現在の収容定員充足率の数値のみをもって評価されており、本学の課題解決へのプロセスが考慮されていないように思われる。評価委員会におかれては、本学のこうした課題解決への真摯な取組を評価し原文の指摘を削除されることを強く期待する。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 大学院博士課程の定員充足に向け取り組まれていることは理解するが、学生収容定員の充足率が平成17年度及び平成18年度においては85%、平成19年度においては90%をそれぞれ満たしていないため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 <u>役員報酬規程や会計規程の変更は、…報告事項として扱われていることから適切な審議が行われることが求められる。</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>役員報酬規程や会計規程の変更は、…報告事項として扱われている場合があることから、より一層適切な審議を行うことが期待される。</u></p> <p>【理由】 本学において、国立大学法人法で経営協議会の審議事項として規定されている規程等を事後報告としたのは、日程調整の都合上やむを得なかった第11回のみであり、事案については報告事項としながらも委員に意見を伺っている。それ以外では、第12回は、旅費規程等の軽微な規程の事務的な改正について報告したものであり、第13回では、法令に則り事前に審議を行っている。 たしかに本来審議すべき事項を事後報告としたことがあったことは事実であるが、原文は、上記の本学の状況を正確に反映しておらず、あたかも本学が、法律で審議事項とされている規程の変更を常に報告で済ませているように受け取られることから、修正文案の通り変更願いたい。</p> <p>なお、大学運営上、規程の弾力的な運用がどこまで許されるべきかについては、学長のリーダーシップや経営判断・裁量との兼ね合いも踏まえ、しかるべき場にてあらためて検討をお願いするものである。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 役員報酬規程や会計規程の変更は、国立大学法人法第20条第4項において、経営協議会で審議することとされており、報告事項ではなく、審議事項として取り扱われることが求められるため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 <u>【評定】中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。</u></p> <p>【申立内容】 評定を変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 <u>【評定】中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる。</u></p> <p>【理由】 本学の年度計画の記載35事項の全てが年度計画を十分以上に実施していることは、評価結果原案でも認めていただいているところであり、本来これは「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」にあたるものである。 評価実施要領では、評定の判断にあたっては総合的な判断を行う旨が示されているところではあるが、経済学部観光学科の開設及び観光学部の認可については、注目すべき点にも挙げられており、ヒアリング時の委員の発言等からも「特筆すべき事項」として評定を引き上げるに値するものと考えている。 それにも関わらず原文の評定となっているのは、上記の観光学部の件が考慮されておらず、本学の年度計画にない2件の指摘事項（別途申立を行っているところであるが、その如何に関わらず）をもって2段階もの引き下げが行われたものと思われる。何をもち「特筆すべき事項」とし、どのような基準で評定を上下させるかなど、総合的な判断の基準を明らかにしていただくとともに、評定についても、修正文案のとおり変更願いたい。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 大学院博士課程において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと、経営協議会による適切な審議が行われていないこと等を総合的に勘案して評価したものであるため。</p>